

●特定猟具使用禁止区域の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年8月29日

香川県知事 池田 豊人

名 称	区 域	存続期間	特定猟具の種類
沖ノ鼻特定猟具使用禁止区域	小豆郡小豆島町地内の一般国道436号と一般県道三都港平木線との交点を起点とし、同所から一般県道三都港平木線を南東に進み城山登山道との交点に至り、同所から城山登山道を南東に進み小豆島ふるさと村キャンプ場遊歩道との交点に至り、同所から小豆島ふるさと村キャンプ場遊歩道を南東に進み町道浜松線との交点に至り、同所から町道浜松線を東に進み豊栄川との交点に至り、同所から豊栄川を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み池田港を経て平野川との交点に至り、同所から平野川を北に進み一般国道436号との交点に至り、同所から一般国道436号を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
高見山特定猟具使用禁止区域	小豆郡土庄町地内の一般国道436号と一般県道本町小瀬土庄港線との交点を起点とし、同所から一般県道本町小瀬土庄港線を南西に進み町道大木戸鹿島線との交点に至り、同所から町道大木戸鹿島線を北西に進み一般県道本町小瀬土庄港線との交点に至り、同所から一般県道本町小瀬土庄港線を東に進み一般国道436号との交点に至り、同所から一般国道436号を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
八栗山特定猟具使用禁止区域	高松市牟礼町地内の市道落合田井線と一般県道八栗牟礼線との交点を起点とし、同所から一般県道八栗牟礼線を北東に進み八栗登山口駅地先を経て八栗ケーブル軌道を北東に進み八栗山上駅東側参道を経て一般県道八栗原線に至り、同所から一般県道八栗原線を南東に進み、市道田井役戸線に至り、同所から市道田井役戸線を西に進み市道落合田井線に至り、同所から市道落合田井線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
浅野特定猟具使用禁止区域	高松市香川町地内の主要地方道三木綾川線と一般県道高松香川線との交点を起点とし、同所から一般県道高松香川線を北西に進み市道梅ヶ井線との交点に至り、同所から市道梅ヶ井線を北西に進み一般国道193号との交点に至り、同所から一般国道193号を北に進み一般県道三谷香川線との交点	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器

	に至り、同所から一般県道三谷香川線を東に進み一般県道高松香川線との交点に至り、同所から一般県道高松香川線を南に進み市道八王子線との交点に至り、同所から市道八王子線を東に進み市道八王子赤坂線との交点に至り、同所から市道八王子赤坂線を南西に進み市道丸山赤坂線との交点に至り、同所から市道丸山赤坂線を南に進み一般県道岩崎高松線との交点に至り、同所から一般県道岩崎高松線を南に進み主要地方道三木綾川線との交点に至り、同所から主要地方道三木綾川線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域		
小田池特定猟具使用禁止区域	高松市川部町地内の一般県道千疋高松線と主要地方道円座香南線との交点を起点とし、同所から主要地方道円座香南線を南東に進み市道吉光高根線との交点に至り、同所から市道吉光高根線を南に進み市道堀ケ内小田池線との交点に至り、同所から市道堀ケ内小田池線を西に進み小田池堤防との交点に至り、同所から小田池堤防を南西に進み農道に至り、同所から農道を南西に進み一般県道千疋高松線との交点に至り、同所から一般県道千疋高松線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
十三塚・隠谷特定猟具使用禁止区域	高松市国分寺町地内の本津川左岸と一般県道高松琴平線との交点を起点とし、同所から一般県道高松琴平線を南西に進み市道中津2号線との交点に至り、同所から市道中津2号線を北に進み高松市と綾川町との境界に至り、同所から高松市と綾川町との境界に沿って南西に進み羽間下池東側堤防との交点に至り、同所から羽間下池東側堤防を北に進み一般国道32号との交点に至り、同所から一般国道32号を北東に進み市道六中線1号線との交点に至り、同所から市道六中線1号線を北西に進み本津川左岸との交点に至り、同所から本津川左岸を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
府中特定猟具使用禁止区域	坂出市府中町地内の主要地方道高松善通寺線と主要地方道府中造田線との交点を起点とし、同所から主要地方道府中造田線を南東に進み一般国道32号との交点に至り、同所から一般国道32号を南西に進み町道北小路下北線との交点に至り、同所から町道北小路下北線を南西に進み一般県道綾川府中線との交点に至り、同所から一般県道綾川府中線を北に進み市道横山本線との交点に至り、同所から市道横山本線を北西に進み市道四手池線との交点に至り、同所から市道四手池線を北東に進み市道横山四手線との交点に至り、同所から市道横山四手線を北に進み主要地方道善通寺府中線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺府中線を北東に進み主要地方道高松善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道高松善通寺線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器

土器川・内田特定猟具使用禁止区域	仲多度郡まんのう町地内の土器川左岸と主要地方道長尾丸亀線との交点（乙井大橋西端）を起点とし、同所から主要地方道長尾丸亀線を東に進み土器川右岸との交点（祓川橋東端）に至り、同所から土器川右岸を上流に進み町道城山2号線との交点に至り、同所から町道城山2号線を東に進み備中地川右岸との交点に至り、同所から備中地川右岸を上流に進み一般県道造田滝宮線との交点（城山橋）に至り、同所から一般県道造田滝宮線を南東に進み主要地方道府中造田線との交点に至り、同所から主要地方道府中造田線を南西に進み一般国道438号との交点に至り、同所から一般国道438号を南東に進み町道柞野線との交点に至り、同所から町道柞野線を南東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から林道西谷線を南西に進みまんのう町造田とまんのう町炭所西との境界に至り、同所からまんのう町造田とまんのう町炭所西との境界に沿って北西に進み土器川左岸との交点に至り、同所から土器川左岸を下流に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
満濃池特定猟具使用禁止区域	国営讃岐まんのう公園の遊歩道と町道合股線との交点を起点とし、同所から遊歩道（国営讃岐まんのう公園）を北西に進み、町道五毛線との交点に至り、同所から町道五毛線を北西に進み町道西深田線との交点に至り、同所から町道西深田線を北に進み町道桶樋五毛線に至り、同所から町道桶樋五毛線を北西に進み国営讃岐まんのう公園の境界に至り、同所から国営讃岐まんのう公園の境界に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
宮池特定猟具使用禁止区域	善通寺市木徳町地内の宮池（池敷を含む）	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
村上池特定猟具使用禁止区域	善通寺市金蔵寺町地内の一般国道319号と主要地方道善通寺大野原線との交点を起点とし、同所から主要地方道善通寺大野原線を南西に進み主要地方道善通寺多度津線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺多度津線を北西に進み市道稲木木徳線との交点に至り、同所から市道稲木木徳線を北東に進み一般国道319号との交点に至り、同所から一般国道319号を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
香川用水調整池特定猟具使用禁止区域	三豊市山本町地内の一般国道377号と一般県道財田上高瀬線との交点を起点とし、同所から一般県道財田上高瀬線を南東に進み市道大野地森線に至り、同所から市道大野地森線を西に進み市道大野地砂古線に至り、同所から市道大野地砂古線を北に進み市道黒田市屋谷線に至り、同所から市	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器

	道黒田市屋谷線を北東に進み市道市屋谷線に至り、同所から市道市屋谷線を北西に進み市道中畑大池線に至り、同所から市道中畑大池線を北西に進み一般国道377号に至り、同所から一般国道377号を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域		
詫間港特定猟具使用禁止区域	三豊市詫間町地内の主要地方道丸亀詫間豊浜線（通称旧道）と一般県道汐木洲崎詫間線との交点を起点とし、同所から一般県道汐木洲崎詫間線を南に進み主要地方道詫間琴平線との交点に至り、同所から主要地方道詫間琴平線を北西に進み主要地方道丸亀詫間豊浜線との交点に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を北に進み一般県道詫間仁尾線との交点に至り、同所から一般県道詫間仁尾線を南西に進み市道西野線に至り、同所から市道西野線を北西に進み西野橋を経て城下川に至り、同所から城下川右岸を北東に進み河口に至り、同所から詫間臨海工業団地北側堤防の最西端に向って直線に進み詫間臨海工業団地北側堤防の最西端に至り、同所から詫間臨海工業団地北側堤防を東に進み詫間臨海工業団地北側堤防の最東端に至り、同所から水出工業団地北側堤防最西端に向かって直線に進み水出工業団地北側堤防最西端に至り、同所から水出工業団地北側堤防を東に進み海岸線を経て津島大橋（跨線橋）に至り、同所から市道松崎津島ノ宮線を南西に進み主要地方道丸亀詫間豊浜線（通称旧道）との交点に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
国市池特定猟具使用禁止区域	三豊市高瀬町地内の市道比地長谷線と市道上分東六ツ松線との交点を起点とし、同所から市道上分東六ツ松線を南に進み市道道音寺井ノ口線との交点に至り、同所から市道道音寺井ノ口線を西に進み市道新名比地大線との交点に至り、同所から市道新名比地大線を南西に進み市道德前線との交点に至り、同所から市道德前線を西に進み主要地方道豊中三野線との交点に至り、同所から主要地方道豊中三野線を北西に進み一般県道岡本高瀬線との交点に至り、同所から一般県道岡本高瀬線を北東に進み市道比地長谷線との交点に至り、同所から市道比地長谷線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器
池之尻特定猟具使用禁止区域	観音寺市吉岡町地内の一般国道11号と市道流岡中田井線との交点を起点とし、同所から市道流岡中田井線を南東に進み高松自動車道との交点に至り、同所から高松自動車道を南西に進み市道栗井駅南線との交点に至り、同所から市道栗井駅南線を北西に進み一般国道11号との交点に至り、同所から一般国道11号を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和7年11月15日から令和12年11月14日まで	銃器

<p>大谷池・井関池 特定猟具使用禁 止区域</p> <p>旧大野原カント リーパーク特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>観音寺市大野原町内の主要地方道観音寺佐野線と市道岡の宮大福線との交点を起点とし、同所から市道岡の宮大福線を北に進み一般県道丸井萩原豊浜線との交点に至り、同所から一般県道丸井萩原豊浜線を北東に進み市道福田原線との交点に至り、同所から市道福田原線を南東に進み市道丸井福田原線との交点に至り、同所から市道丸井福田原線を南東に進み市道福田原池の内線との交点に至り、同所から市道福田原池の内線を南東に進み市道雲辺寺線との交点に至り、同所から市道雲辺寺線を南東に進み開拓農道との交点に至り、同所から開拓農道を南に進み市道大谷奥野線との交点に至り、同所から市道大谷奥野線を西に進み市道寺家川東線との交点に至り、同所から市道寺家川東線を南西に進み市道内野々線との交点に至り、同所から市道内野々線を西に進み主要地方道観音寺佐野線との交点に至り、同所から主要地方道観音寺佐野線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和7年 11月15日 から令和 12年11月 14日まで</p>	<p>銃器</p>
---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	-----------